

第4期島根県医療費適正化計画（概要）

I 計画の位置づけ

1 基本的な考え方

○生活習慣病の予防対策等により住民の生活の質の維持・向上を確保しつつ、住民の視点に立った良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保し、医療の効率化を目指すとともに、医療費の適正化を進める

2 計画の性格、計画期間、他計画との関係

○高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、国の定める医療費適正化基本方針に則して定める、本県の医療費適正化の推進に関する基本・実行計画

○令和6年度から令和11年度まで（6年間）

○保健医療計画、健康長寿しまね推進計画（健康増進計画）、介護保険事業支援計画及び国民健康保険運営方針と整合を図る

II 医療費を取り巻く現状

○令和3年度島根県医療費：2,669億円

（県民一人当たり医療費 401.4千円 全国12位の高さ）

○被保険者1人当たりの入院医療費、入院外医療費は高齢になるほど増加し、特に入院医療費は60～64歳から加速度的に増加している

○疾病分類別でみると、

- 「新生物」は、全国と比較して増加する年齢階層が早く、さらに入院医療費及び入院件数ともに全国よりも多くなっている
- 「精神及び行動の障害」は、入院・入院外とともに医療費及び件数が全国よりも多くなっており、特に思春期から子育て世代にかけて医療費、件数ともに全国平均を大きく上回っている
- 「損傷、中毒及びその他の外因の影響」のうち「骨折」の医療費が前期高齢者の年齢階層から増加し、後期高齢者では「循環器系の疾患」に続いて多くなっている

III 個別課題と取組

1 住民の健康の保持の推進

○特定健康診査の受診率の向上：59.5%（R3実績）→70%（目標値）

○特定保健指導の実施率の向上：25.2%（R3実績）→45%（目標値）

○メタボリックシンドromeの該当者及び予備群の減少率の向上
16.8%（R3実績）→25%（目標値）

○たばこ対策 ○生活習慣病等の重症化予防の推進 ○介護予防の推進
○その他予防・健康づくりの推進（がん、口腔、骨折、精神疾患対策ほか）

2 医療の効率的な提供の推進

○後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進

バイオ後続品に80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上（目標値）

○医薬品の適正使用の推進（電子処方箋の活用推進、高齢者に対する重複投薬の対策について6種以上の投与を目安とする）

○医療資源の効果的・効率的な活用の推進（抗菌薬の適正使用、白内障手術や化学療法の外来実施の促進）

IV 県、保険者及び医療の担い手等の役割

○県：個別の取組の実施にあたり、保険者協議会を通じて保険者等へ必要な協力を求めるなど、計画の推進に中心的な役割を担う

○保険者：医療保険を運営する主体としての役割に加え、保健事業等を通じた保険者機能の強化を図る役割を担う

○医療の担い手等：良質かつ適切な医療の提供に加え、重症化予防等の保健事業を実施するに当たって、地域における自主的な取組の推進、患者が後発医薬品を選択しやすくするための対応や重複投薬等の是正等の役割を担い、保険者や県が医師会等の保険者協議会への参画を進めていくことで推進をはかる

○保険者協議会：保健事業の実施状況や医療サービスの提供の状況等の把握、計画の目標達成に必要な取組の検討

V 計画期間における医療費の見込み

令和11年度の医療費見込み

○入院医療費（病床機能の分化・連携の成果）：983.6億円

○入院外医療費（自然体）：1,719.8億円

○入院外医療費適正化効果額：▲20.8億円

○医療費の見込み（合計）：2,682.6億円

適正化効果額の内訳

○特定健診受診率70%、特定保健指導実施率45%の目標達成による効果額▲0.6億円

○後発医薬品及びバイオ後発品の使用促進普及による効果額▲5億円

○医療資源の効果的・効率的な活用の推進の適正化効果の効果額▲2.4億円

○入院外医療費のその他の取組による効果額▲12.8億円

1 令和11年度制度区別の医療費の見込み

○市町村国保：428.3億円

○後期高齢者医療：1,459.2億円

○被用者保険等：795.1億円

○合計：2,682.6億円

2 令和11年度1人当たり月額保険料の見込み

○市町村国保：7,285円

○後期高齢者医療：6,495円

VI 計画の達成状況の評価

○進捗状況の公表：毎年
度（令和7年度～令和
10年度）

○計画の見直し：必要に
応じて

○暫定評価：令和11年度

○実績評価：令和12年度